

令和3年第3回上里町議会定例会会議録第4号

令和3年6月15日（火曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第15（町長提出議案第35号）公平委員会委員の選任について
日程第16（町長提出議案第36号）令和3年度上里町一般会計補正予算（第3号）について
日程第17（町長提出諮問第1号）人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第18（議員提出議案第3号）上里町議会会議規則の一部を改正する規則について
日程第19（議員提出議案第4号）上里町議会委員会条例について
日程第20（議員提出議案第5号）上里町議会議員政治倫理条例について
日程第21（議員提出議案第6号）上里町議会基本条例について
-

出席議員（14人）

1番 黛 浩之君	2番 高橋 茂雄君
3番 高橋 勝利君	4番 飯塚 賢治君
5番 仲井 静子君	6番 猪岡 壽君
7番 齊藤 崇君	8番 植原 育雄君
9番 植井 敏夫君	10番 高橋 正行君
11番 納谷 克俊君	12番 杓澤 幸子君
13番 高橋 仁君	14番 新井 實君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長 山下 博一君	副町長 江原 洋一君
教育長 埴岡 正人君	総務課長 山田 隆君
総合政策課長 豊田 貴志君	子育て共生課長 飯塚 郁代君

事務局職員出席者

事務局 局長 宮下 忠仁 係 長 飯塚 剛

◎開 議

午前10時55分開議

○議長（猪岡 壽君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

◎日程の追加について

○議長（猪岡 壽君） お諮りいたします。

ただいま町長から議案第35号 公平委員会委員の選任についての件、議案第36号 令和3年度上里町一般会計補正予算（第3号）についての件、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件、以上3件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第35号 公平委員会委員の選任についての件、議案第36号 令和3年度上里町一般会計補正予算（第3号）についての件、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎日程第15 町長提出議案第35号 公平委員会委員の選任について

○議長（猪岡 壽君） 日程第15、町長提出議案第35号 公平委員会委員の選任についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 御提案申し上げました議案第35号 公平委員会委員の選任について提案説明を申し上げます。

現委員の塚越光男氏が7月25日をもちまして任期満了となります。したがいまして、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意をいただきたく、ここに御提案申し上げる次第でございます。

新しい公平委員会委員に大字勅使河原1570番地1在住の安原孝雄氏、昭和23年3月26日生まれ、現在73歳でございます。

安原氏の経歴につきましては、昭和41年3月に高等学校を卒業後、民間企業に約44年間勤務してこられました。町の役職では、平成26年4月から上里町農業委員を3年間、また、平成29年4月から2年間、地元行政区長を、うち1年間は上里町区長会副会長を歴任し、町の様々な行政分野で御活躍されております。

つきましては、公平委員会委員として人格識見ともにふさわしく、行政活動も熟知しており、安原氏が適任者であることと考えておりますので、慎重御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第35号 公平委員会委員の選任についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第16 町長提出議案第36号 令和3年度上里町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（猪岡 壽君） 日程第16、町長提出議案第36号 令和3年度上里町一般会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第36号 令和3年度上里町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

令和3年度上里町一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによります。

まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,775万3,000円を追加し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億2,395万1,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款15国庫支出金は2,775万3,000円の増額補正となり、町が給付事務を行うものに係る子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金及び当該事業に係る事務費補助金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対して2,775万3,000円を追加し、91億2,395万1,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款3民生費は2,775万3,000円の増額補正となり、主な内容は、子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る給付金、電算委託料、時間外勤務手当などの増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対して2,775万3,000円を追加し、91億2,395万1,000円とするものでございます。

以上、令和3年度上里町一般会計補正予算（第3号）の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長がお手元の一般会計補正予算資料で御説明申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） 総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 豊田貴志君補足説明〕

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 歳出のところで、2つ目の二重丸のところの職員手当等のところの時間外勤務手当ですね、62万5,000円計上されていますけれども、これはいつからいつまでの間に何時間を想定したものなのか説明をお願いします。

○議長（猪岡 壽君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 齊藤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

こちら職員手当等ということで、時間外勤務手当のほうを計上させていただきました。こちらにつきましては、予算が本日議決されましたら、これ以降、電算化のほうは近日中には提供になる、改修のほうが予定になっておりますので、大体子育て支援係が5人職員がおります。経常事務のほうもございますので、50時間を1人当たり、職員の時間外の単価が2,500円平均を見込みまして計上させていただいたところです。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑は。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 先ほどの全協で聞いたときは、5月10日頃から始まったんだっけ、それ、終了はいつ頃までなんですか。もう一度お願いします。

○議長（猪岡 壽君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 失礼いたしました。

齊藤議員の御質問に説明させていただきます。

5月11日から支給させていただいたものについては、ひとり親世帯で県のほうが児童扶養手当のほうに上乘せをして支給しているということで、町が今後行う分につきましては、その他世帯分ということになります。こちらは周知等、準備整次第やるところですが、一応期日としますと来年の2月28日ですか、2月末までというのが一応基準となって、年度内に終了する予定となっております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第36号 令和3年度上里町一般会計補正予算（第3号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第17 町長提出諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（猪岡 壽君） 日程第17、町長提出諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 御提案申し上げました諮問第1号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを説明を申し上げます。

人権擁護委員の笠原洋子氏が本年12月31日をもって任期満了となりますので、再任の推薦を行いたく、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、人権擁護委員に推薦する笠原洋子氏について御紹介を申し上げます。

笠原氏は大字長浜1329番地に在住で、昭和28年7月1日生まれ、現在67歳で、人権擁護委員3期目でございます。

笠原氏の経歴につきましては、昭和50年3月に服飾の専門学校を卒業され、同年4月から2年間、同学校で教員を務めております。その後は農業を中心に従事しておられました。町関係の役職では、上里町農業女性会議所や上里町女性団体連絡協議会の会長職を歴任、平成19年12月から2期6年間、民生委員・児童委員として、平成26年7月から3年間、上里町農業委員としても御尽力されてこられました。現在では、埼玉県農村女性アドバイザー、長幡小学校の学校運営協議会委員、そして、平成30年8月より上里町行政相談員と幅広い分野で御活躍されております。

笠原氏は人権擁護に理解、関心がある上、人権擁護委員として人格識見ともに申し分なく、引き続き再任を推薦するもので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、議会の意見をいただきたく、ここに御提案申し上げた次第でございます。

慎重御審議いただき、御議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決いたします。

本案は推薦に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本件は推薦することに同意することに決定いたしました。



◎町長挨拶

○議長（猪岡 壽君） ただいま町長より発言の許可を求められております。

町長の発言を許可いたします。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 6月定例会の閉会に当たりまして、御礼の挨拶をさせていただきます。

議員の皆様におかれましては、大変お疲れさまでした。

本定例会に提出しました議案につきまして、慎重御審議の上、御議決を賜り、厚く御礼申し上げます。

引き続き、医療機関や関連団体の御協力をいただきながら、役場も一丸となって新型コロナウイルスワクチン接種を円滑に進めてまいりますので、御理解と御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本格的な梅雨入りとこれから夏本番となり、暑さも厳しくなります。議会議員の皆様におかれましては、健康管理には十分注意をしていただき、引き続き町政の発展、推進に格段の御支援、御協力をお願い申し上げ、御礼の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（猪岡 壽君） 暫時休憩いたします。

議員はそのままお待ちください。

午前11時14分休憩

午前11時15分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程の追加について

○議長（猪岡 壽君） お諮りいたします。

ただいま新井實議員ほか5名から、議員提出議案第3号 上里町議会会議規則の一部を改正する規則についての件、議員提出議案第4号 上里町議会委員会条例についての件、次に、植原育雄議員ほか5名から、議員提出議案第5号 上里町議会議員政治倫理条例についての件、次に、納谷克俊議員ほか5名から、議員提出議案第6号 上里町議会基本条例についての件、以上4件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第3号 上里町議会会議規則の一部を改正する規則についての件、議員提出議案第4号 上里町議会委員会条例についての件、議員提出議案第5号 上里町議会議員政治倫理条例についての件、議員提出議案第6号 上里町議会基本条例についての件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◇

◎日程第18 議員提出議案第3号 上里町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（猪岡 壽君） 日程第18、議員提出議案第3号 上里町議会会議規則の一部を改正する規則についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

14番新井實議員。

〔14番 新井 實君発言〕

○14番（新井 實君） 議会運営委員長の新井實でございます。

御提案申し上げました議員提出議案第3号 上里町議会会議規則の一部を改正する規則について提案説明をいたします。

初めに、提案理由でございますが、今回の改正は、この後上程される上里町議会基本条例の制定に伴い、議会が基本条例に基づいて活動できるようにするための改正となっております。

それでは、改正内容につきまして説明いたします。

これまでの上里町議会会議規則は、第17章立てでありましたが、今回の改正によって、第19章立てとなります。

次に、各条文の改正について説明いたします。

改正の1つ目は、第1条、「議員は、招集の当日開議定刻前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。」の後に、「ただし、議場が使用できない場合は、議長が別に指定する場所に参集する。」としたただし規定を追加することで、災害等、非常時の招集方法を示しました。

次に、第4条、議席については、4項の「議席には、番号を付ける。」、「番号及び氏名票を付ける。」とします。これは現状に合わせた改正であります。

続いて、第18条、秘密会の動議については、「秘密会の動議は、所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。」であったものを、「議長発議を除くほか議員3人連署した発議書を議長に提出しなければならない。」に改正して、連署の議員の人数を明確にします。

続いて、第21条、日程の作成及び配付については、「日程の作成及び通知」に変えます。「議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配付する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配付に代えることができる。」の条文中の「配付」を「通知」に変えます。これは文書配付による伝達方法がタブレットとメール配信に変わっていくことを見越した変更であります。

続いて、第26条の次に第26条の2として、「議長、副議長の所信表明、議長、副議長の選挙にあつては、それぞれの職を志願する者は、前条の規定に宣言の後、第29条（投票用紙の配付及び投票箱の点検）に指定する投票用紙の配付までの間に所信を表明するものとする。ただし、投票の対象者は、所信を表明した者に限定されない。」を追加します。これは、議会基本条例第17条の議長、副議長の所信表明を行う場を明確化するための改正であります。

続いて、第32条、開票及び投票の効力については、3項は字句の変更です。投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定するの「聞いて」を「聴いて」に変える。はじめの方の「聞いて」は新聞の「聞」で、あとの「聴いて」は聴覚、公聴会の「聴」に変えます。議案書を見ていただきたいと思います。

続いて、第44条、討論及び表決については、「議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。」の後に、「ただし、議長が必要と認めるときは、討論に付す前に議員間の討議を行うことができる。」を追加します。これは議会基本条例第14条、自由討議による合意形成に基づいて、議員間の討議による合意形成を重視するための改正であります。

続いて、第50条、発言の許可等については、「発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、発言が簡単な場合その他特に議長が許可したときは、議席で発言することができる。」、2項として「議長は、議席で発言する議員を登壇させることができ

る。」となっていました。登壇の有無など発言の方法も含めて議長の許可を得る必要があることから、分かりやすく、「発言は、全て議長の許可を得た後でなければならない。」に改正します。

続いて、第60条、選挙及び表決時の発言制限については、「選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることはできない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。」となっていました。ただし書のところを「ただし、選挙及び表決の方法の後について並びに議長、副議長、志願者の所信表明についての発言はこの限りでない。」とします。これは、先ほどの第26条の2、議長、副議長の所信表明を保障するための改正であります。

続いて、第61条、一般質問については、「議員は、町の一般事務について、議長の許可を得て、質問することができる。」の「町」を「上里町」とします。

さらに、4項に新たに、「質問者の質問時間は40分以内とし、質問回数は制限しないものとする。」を追加します。これは、現状の一般質問のやり方を明文化するものです。そのことにより、これまでの4項は5項になります。

続いて、第93条、紹介議員の委員会出席については、「委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。」、2項として、「紹介議員は前項の求めがあったときは、これに応じなければならない。」を新たに第3項、「委員会は、請願者から意見陳述のための発言の申請があったときは、その許可を決定する。4項、委員会が第1項の規定により、請願者の説明を求めることとしたとき又は前項の規定により、請願者からの申請の拒否を決定したときは、議長を経て請願者にその旨を通知する。」の2項を追加します。これは、議会基本条例第6条、町民参加及び町民との連携の4項、議会は請願及び陳情を町民による政策提言と位置づけ、審査において提案者の意見を聞く機会を確保するに基づいた改定です。

続いて、第106条、禁煙。「何人も、議場において喫煙してはならない。」については、庁舎内は全て禁煙となっていることから、削除します。そのため、これ以降は1条ずつずれます。

次に、第14章、公聴会と第15章、参考人を新たに追加します。これは、議会基本条例第3条第3号の町民に対し審査の経過及び所管する行政課題等に対処することを目的に、必要に応じて参考人制度及び公聴会制度を活用し、適切な判断を行うに基づくものです。全て新しい条文ですので、読み上げます。

第116条、公聴会開催の手続。議会は、法第115条の2第1項の規定により会議において公聴会を開こうとするときは、議会の議決でこれを決定する。2項、議長は、前項の議会の議決があったときは、その日時、場所及び意見を聞こうとする案件、その他必要な事項を公示する。

第117条、意見を述べようとする者の申出。公聴会に出席して意見を述べようとする者は、

文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を議会に申し出なければならない。

第118条、公述人の決定。公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下公述人という）は、前条の規定により、あらかじめ申し出た者及びその他の者の中から議会において定め、議長は本人にその旨を通知する。2項、あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

第119条、公述人の発言。公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。2項、前項の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲を超えてはならない。第3項、公述人の発言が、その範囲を超えまたは公述人に不穏当な言動があるときは、議長は発言を制止または退席させることができる。

第120条、議員と公述人の質疑。議員は公述人に対して質疑をすることができる。2項、公述人は議員に対して質疑をすることができない。

第121条、代理人と公述人の質疑。公述人は代理人に意見を述べさせまたは文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合はこの限りでない。

第122条、参考人。議会が法第115条の2第2項の規定により、会議において参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。2項、前項の場合において、議長は参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件、その他必要な事項を通知しなければならない。3項、参考人については、第119条（公述人の発言）、第120条（議員と公述人の質疑）及び前条の規定を準用する。

以上、116条から122条を新たに追加します。第14章、第15章の追加により、これまでの第14章会議録は第16章となり、第123条からになり、それ以降の章もずれませんが、条文は変わりません。

以上で、上里町議会会議規則の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議員提出議案第3号 上里町議会会議規則の一部を改正する規則についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(猪岡 壽君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議員提出議案第4号 上里町議会委員会条例について

○議長(猪岡 壽君) 日程第19、議員提出議案第4号 上里町議会委員会条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

14番新井實議員。

[14番 新井 實君発言]

○14番(新井 實君) 議会運営委員長の新井實でございます。

御提案申し上げました議員提案第4号 上里町議会委員会条例について説明をいたします。

初めに、提案理由でございますが、今回の改正は、先ほど提案した上里町議会会議規則と同様に、上里町議会基本条例の制定に伴い改正するものであります。

それでは、改正内容につきまして説明させていただきます。

まず、第2条、常任委員会の名称。委員の定数及びその所管は次のとおりとして、(1)総務経済常任委員会7人、(2)文教厚生常任委員会7人と2つの常任委員会でしたが、(3)として議会広報広聴常任委員会7人を追加します。これは、議会基本条例第6条、町民参加及び町民との連携及び第7条、議会広報の充実を实践するための改正であります。

次に、第4条、議会運営委員会の設置の後に、新たに議会運営委員会の所管を追加します。追加の条文は、第5条、議会運営委員会は次のとおりとする。1号、議会の運営に関すること。2号、議会及び委員会に関する条例、規則等に関すること。3号、議長の諮問に関すること。現在も担っている議会運営委員会が所管する事務の責任、権限で管理する範囲を明確化します。新たに5条が追加されたため、今までの5条が6条となり、これ以降、1条ずつずれます。

続いて、第14条、定足数については、委員会は委員の定足数の半分以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第16条、「委員長及び委員の除籍の規定による除籍のため半数に達しないときはこの限りでない」を、ただし、第16条、「委員長及び委員の除籍の規定を次条の規定による除籍」に改めます。条ずれによって、第16条ではなくなったこともあり、分かりやすく次条としました。

続いて、第17条の傍聴の取扱いですが、1条ずれて18条となり、会議の公開と表題を変更し、条文についても、委員会は議員のほか委員長の許可を得た者は傍聴することができるを、委員会の会議はこれを公開する。ただし、委員長は、傍聴人の数その他必要な制限をすることができますとします。これは、全ての会議を原則公開とする議会基本条例第2条が基になったの改正であります。

以上で、上里町議会委員会条例についての提案説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議員提出議案第4号 上里町議会委員会条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第20 議員提出議案第5号 上里町議会議員政治倫理条例について

○議長（猪岡 壽君） 日程第20、議員提出議案第5号 上里町議会議員政治倫理条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 議席番号8番の植原育雄でございます。

御提案申し上げました議員提出議案第5号 上里町議会議員政治倫理条例について、内容説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、上里町議会基本条例の制定に伴い、新たに所要の規定を整

備するため、本案を提出するものでございます。

それでは、条文の内容を御説明申し上げます。

従前は、上里町長及び副町長並びに上里町議会議員の政治倫理条例の中に含まれておりましたが、独自に上里町議会議員政治倫理条例を新しく制定するものです。上里町議会議員だけが対象となります。

第1条は、目的ですが、町議会議員は、町民全体の代表者として誠実かつ公正に職務を遂行し、人格と倫理の向上に努めるとともに、その権限または地位による影響力を行使して、自己または特定の者の利益を図ることのないよう必要な事項を定め、議員の政治倫理の確立を図り、公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的としております。

第2条は、議員の責務ですが、第1項、議員は町民全体の代表者としての役割と責任を自覚し、その使命達成に努めなければならないと規定しております。第2項、議員は政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、その疑惑解明に当たるとともに、町民に対し、自らの責任において事実関係を明らかにしなければならないと規定をしております。

第3条、町民の責務ですが、町民は自らが町政の主権者として公共の利益を実現する自覚を持ち、議員に対して、その地位または権限による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならないと規定しております。

第4条は、政治倫理基準ですが、第1項、議員は町長その他執行機関及びその他補助員並びに町が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資し、または拠出している公益法人、これを出資団体といいます。これに加えて、指定管理者の役職員に対し、その権限または地位を利用することにより、次に掲げる行為によって公正な職務の執行を妨げまたは妨げるような働きかけをしてはならないとしています。第1号、公共工事の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約のあっせん。第2号、職員等の採用、異動、昇任、その他人事への関与。第3号、許認可、補助金、その他の給付の決定への関与。第4号、前3号に掲げるもののほか、公正な職務執行を妨げる行為。

第2項は、議員はその地位を利用していかなる金品も授受してはならない。第3項、議員はその地位を利用して、嫌がらせをし、強制し、または圧力をかける行為をしてはならない。また、いかなる場合であっても、セクシュアルハラスメント等、その他人権侵害のおそれのある行為をしてはならない。第4項、議員は飲食物供与など、社会通念上、疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならない。第5項、議員は法令で定める場合及び議会であらかじめ定める場合を除き、町から活動または運営に対する補助や助成を受けている団体等の役員に就任してはならない。

第5条は、町の工事等に関する遵守事項ですが、第1項は、議員の配偶者、2親等以内また

は同居の親族、議員が役職をしている企業並びに議員が実質的に経営に携わる企業は、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、町及び町が関係する団体が行う請負契約等を締結してはならない。ただし、災害等特別な事由があるときはこの限りではない。

第2項、前の第1項に規定する実質的に経営に携わる企業とは、次に掲げるものを言う。第1号、議員が資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している企業。第2号、議員が定期的に報酬（顧問料、住宅、車両その他の便宜供与を含む。）を受けている企業。第3号、議員がその経営方針に関与している企業。第4号、議員が当該企業の役員と同程度の執行力と責任を有する企業。

第5条は、議員の依頼等に対する記録ですが、この条例の第4条、政治倫理基準に違反する行為があった場合に、議長は議員が行う職員等に対する口頭による要請に対して、日時、要請内容、対応等を記録した文書を作成することを当該職員等の任命権者等に求めるものです。これは事実確認の資料となります。

第7条、審査請求ですが、第1項は、議員からの審査請求で、議員は第4条または第5条の規定に反する疑いがあると認められる議員があるときは、3人以上の議員の連署をもって、その代表者から議長に対し審査を請求することができるとしています。

第2項は、町民による審査請求で、議員の選挙権を有する者は、第4条または第5条の規定に反する疑いがあると認められる議員があるときは、議員の選挙権を有する者の300分の1以上の者の連署をもって、町民による審査請求代表者から議長に対し審査を請求することができる。この場合において、連署に係る署名は、審査を請求したい日の前、1か月以内に行われたものでなければならない。

第3項は審査請求手続、第4項は町民による審査請求書で、議長は審査請求書の署名者が選挙人名簿に登録された者であることの確認を選挙管理委員会に求めるものと規定しております。

第5項、議長が前項の規定による選挙管理委員会の確認の結果、第2項に規定する要件を満たしていると認めたときは、その旨を町民による審査請求代表者に通知するものと規定しております。

第6項、議長は第4項の規定による選挙管理委員会の確認の結果、第2項に規定する要件を満たしていないと認めたときは、当該審査請求を却下するものとし、理由を付して、その旨を町民による審査請求代表者に通知するものと規定しております。

第8条、政治倫理審査会の設置ですが、第1項、議長は第7条第1項または第2項に規定する請求があった場合、上里町議会議員政治倫理審査会を設置し、当該審査を付託しなければならない。第2項、議長は審査会を設置したときは速やかに第7条第1項または第2項の規定により審査請求を行った者及び審査請求をされた議員に対し通知しなければならない。

第9条は、審査会の職務について規定しており、第10条は、審査会の組織及び議員についての規定であります。

第11条は、審査会の委員長及び副委員長についての規定、第12条は、審査会の庶務についてですが、審査会の庶務は、議会事務局において処理すると規定をしております。

第13条は、審査会の会議ですが、第1項、審査会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が互選される前に開かれる会議は、議長が招集する。第2項、会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。第3項、会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによります。第4項、会議は非公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意を得た場合は、公開とすることができると規定をしております。

第14条、審査会の調査ですが、審査会は調査審議を行うに当たり、審査対象議員、審査請求者、識見を有する者等または関係人に対して事情聴取し、資料の請求等の必要な行為を行うことができるとしております。

第15条、審査対象者の義務ですが、第1項、審査対象議員は、審査会から審査会への出席または資料の提出を求められたときは、これに応じなければならないと規定。第2項、議長は審査対象議員が審査会の調査に協力しないときまたは審査会に対し虚偽の報告をしたときは、その旨を公表するものと規定し、第3項は、審査対象議員及び関係人は、審査会において口頭または文書により意見を述べることができると規定しております。

第16条、審査会の報告ですが、第1項、議長は、審査結果を受けたときは、審査請求者及び審査対象議員に対しその旨を文書で通知するものと規定し、第2項は、議長は審査結果を議会に報告しなければならないと規定しております。

第17条は、弁明等ですが、審査結果について、審査対象議員は弁明書を、審査請求者は異議申立書を、第16条第1項に規定する通知を受けた日から14日以内に議長に提出することができる。また、議長は審査結果を議会に報告しなければならないと規定しております。

第18条は、議会の措置ですが、第1項、議会は第16条第2項の規定により審査結果を受けたときは、審査結果及びその概要を公表するものとする。第2項、議会は第1項に規定する公表において、第17条第1項に規定する弁明書または異議申立書は提出されている場合は、併せて公表するものと規定し、第3項、議会は審査結果を尊重し、町民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものと規定しております。

第19条は委任ですが、この条例の施行に必要な事項は、議長が別に定めると規定しております。

次に、条例の附則について説明をさせていただきます。

第1条は、施行期日についてですが、この条例は公布の日から施行となります。

附則第2条は、経過措置ですが、第1項はこの条例の施行の際、現時点において、この条例の第4条第5項、議員は法令で定める場合及び議会であらかじめ定める場合を除き、町から活動または運営に対する補助や助成を受けている団体等の役員に就任してはならないの団体等の役員に就任している議員は、この条例の施行の日から1年間は同項の規定にかかわらず、引き続き当該団体等の役員に就任していることができると規定しております。この条例の施行の際、既に該当団体等の役員に就任している議員が対象になります。

第2項、この条例の施行後、新たに議員に就任した者で、第4条第5項の団体等の役員に就任している者は、議員就任の日から1年間は同項の規定にかかわらず引き続き当該団体等の役員に就任していることができる。新しく議員になった人が対象になります。

第3項、第1項と第2項に該当する議員は、速やかに当該団体の名称、代表者の氏名、役職名及び任期を議長に報告しなければならないと規定しております。

以上で、上里町議会議員政治倫理条例の提案説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議員提出議案第5号 上里町議会議員政治倫理条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は13時30分からとします。

午前11時58分休憩

午後1時30分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程第21 議員提出議案第6号 上里町議会基本条例について

○議長（猪岡 壽君） 会議を続行いたします。

日程第21、議員提出議案第6号 上里町議会基本条例についての件を議題といたします。
提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 議席番号11番納谷克俊です。

ただいま上程されました議員提出議案第6号 上里町議会基本条例について提案理由及び概要を説明いたします。

上里町議会では、平成30年第5回定例会において、議会基本条例の制定や議会のペーパーレス化など、議会活性化に向けた諸課題についての調査研究を目的として議会活性化特別委員会が設置され、これまで2年9か月、39回の委員会を開催し、慎重に議論、検討を重ね、ここに上里町議会基本条例案の合意を得られたところであります。

そこで、上里町のさらなる発展に向け、二元代表制の下、上里町議会がその役割を果たすために、議会の基本理念、議員の活動原則等を定め、併せて議会と町民及び町長と町執行機関との関係を明らかにし、今後の議会の目指すべき道を指し示す必要から、ここに上里町議会会議規則第14条第2項の規定により本議案を提案するものであります。

それでは、順次説明いたします。

なお、先日の議員全員協議会での御説明では、作成過程で参考にさせていただいた北海道芽室町議会基本条例同様、「ですます調」の条文となっていたところではありますが、上里町公文例規定第3条第2項第7号に従い、「である体」に変更させていただきました。内容についての変更はございませんので、よろしく願いいたします。

この基本条例は、前文と全9章から成る本文28条及び附則で構成をされているものであります。

初めに、前文でありませんが、本条例案の策定の背景、経緯、必要性等を示し、上里町議会としての決意を表明するものとなっております。

次に、各条文についての概要を説明いたします。

初めに、第1条、目的についてです。議会が担うべき役割及び議会に関する基本的事項を定めることにより、議会の活性化と町民の負託に応えられる議会の実現を図ることを目的としています。

次に、第2条、議会の活動原則についてです。民主的かつ効率的な議会運営のための基本的

な考え方について定めることにより、議会の監視機能や政策立案能力の強化、継続的な議会改革の取組を図ることを示しております。

続いて、第3条、委員会及び委員長の活動原則です。委員会において十分な調査、審議を行うための制度等を定めることにより、審査や調査、政策提案等の委員会活動の充実を図り、討議による合意形成、論点、争点等の明確化について示しております。

続いて、第4条、議長及び議員の活動原則です。議長は対外的に議会を代表すること、公正かつ円滑な議会運営に努めることなどを規定するとともに、議員個々の自己研さん、政策立案能力の向上について定めております。

続いて、第5条、議員の政治倫理についてです。議員は高い倫理性が求められることを深く認識するとともに、別途定める上里町議会政治倫理条例を遵守するよう規定するものであります。

続いて、第6条、町民参加及び町民との連携についてです。情報公開の徹底と議会報告会や意見交換会等による町民参加、意思決定過程における専門的知見の活用、請願・陳情を町民による政策提案と位置づけるなど、町民と議会の連携を深めるよう定めております。

続いて、第7条、議会広報の充実についてであります。議会だよりやホームページ、議会中継などにより議会の広報活動をより充実させることにより、町民の意見の把握に努めるよう定めております。

続いて、第8条、議会傍聴の充実についてです。議案資料等を提供することにより、町民等の傍聴意欲を高め、開かれた議会を目指すことを規定しております。

続いて、第9条、議会の自己評価についてです。議会及び議員の活動内容の公表と議会の評価を毎年作成、公表することにより、議会の活性化を図ることを定めております。

続いて、第10条、議会と町長との関係についてであります。町長等執行者と議会との関係を示し、議会が監視機能を高め、緊張関係を保ちながら町長等とともに町政の発展に取り組むべきことを定めております。特に、町長等に、議員の質疑及び質問に対して、論点整理、質問の趣旨の明確化の反問権を認めているところが特色となっております。

続いて、第11条、政策形成過程等についてです。重要な政策等の意思決定において、政策形成過程を明確にして論点を整理し、執行後も想定しながら政策提言を行うことや審議することを規定しております。

続いて、第12条、評価の実施についてです。町長等執行部が執行した政策等について、政策説明資料の作成を求め、政策形成過程における項目を基本に評価を行い、次年度以降に活かされるよう努めると定めております。

続いて、第13条、議決事件の拡大についてです。長期にわたる計画や指針の作成については

議決事件とし、町民視点に立ち、計画的かつ透明性の高い議会運営を行い、議決の説明責任を果たすことを定めております。

続いて、第14条、自由討議による合意形成についてです。議会は言論の府であることから、議員間の討議を中心に議会運営を行い、審議及び審査で結論を出す場合にあっては、合意形成に向けた議員相互の議論を尽くす努力をするよう規定をしております。本条例の柱の一つであります。

続いて、第15条、議員政策討論会についてです。町政に関する重要な政策及び課題等について、政策討論会を開催することによって町民の意向を把握するとともに、政策形成能力を高めることを目指すよう規定をしております。こちらも本条例案の柱の一つとなっております。

続いて、第16条、適正な議会費の確立についてです。議会が民主的かつ公正な議会活動を行い、議事機関としての機能を充実させるために必要となる議会費予算の確保に努めるとともに、交際費を含めた使途を公表し、透明性に努めるよう規定をしております。

続いて、第17条、議長、副議長志願者の所信表明についてです。議長及び副議長の議会運営の方向性を明確にし、議会の活性化、透明性をより一層高めるために、所信表明の機会を定めることを定めております。こちらも本条例案の大きな特色となっております。

続いて、第18条、附属機関の設置、第19条、調査機関の設置についてです。議会活動に関する審査、諮問または行政課題の調査のために附属機関、調査機関を設置できるよう定めております。

続いて、第20条、議会事務局の体制整備、第21条、議会図書室の充実についてです。議会及び議員の政策立案能力を高め、議会事務局の調査、法務機能を強化するとともに、組織体制の整備、図書の充実を図ることを定めております。

続いて、第22条、議会改革及び活性化の推進についてです。議会改革及び議会の活性化のため、他の自治体議会や法改正などの調査研究を行うことにより、改革する議会であり続けるよう努力することを規定をしております。

続いて、第23条、災害時の対応についてです。大規模災害が起こった際、議会としてどのような役割を担っていくのかを定めております。細部については、上里町議会災害対策本部設置要綱で定めるものであります。

続いて、第24条、議会運営の原則についてです。民主的かつ効率的な議会運営を行うとともに、会議を定刻開催できない場合や休憩する場合の理由や再開時刻などを説明することにより、傍聴者へ配慮することを定めております。

続いて、第25条、議員定数、第26条、報酬等についてです。議員定数、報酬の改正については、長及び町民の直接請求の場合を除き、行財政改革の側面だけでなく、特別職報酬等審議会

等第三者機関による客観的で適正なものとするよう定め、改正理由については、議員が説明責任を有しているものとしております。

続いて、第27条、最高規範性についてです。本条例が議会運営における最高規範であることを明示し、議会に関する条例等は、この条例の趣旨に反することができないと規定をするものです。また、議員の一般選挙を経た任期開始後、速やかに本条例の研修を行うことにより、周知徹底をすることを定めております。

続いて、第28条、検証及び見直し手続についてです。この条例の目的が達成されているか否かを毎年評価検証し、改善が必要な場合は適切な措置を講ずるものと定めております。

最後に、附則についてであります。町民や町長等執行者への周知期間を考慮し、施行期日を令和3年9月1日とするものであります。また、経過措置として、施行の際、現に第10条第3項に規定する委員に就任している者については、その任期が終了するまでの間、同号の規定は適用しないものであります。

以上、議員各位におかれましては、提案の趣旨を御理解いただき、御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明及び議案の説明とさせていただきます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議員提出議案第6号 上里町議会基本条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 特別委員会委員長報告について

○議長（猪岡 壽君） 日程第14、特別委員会委員長報告についての件を議題といたします。

これより各特別委員会委員長より、現在までの調査研究経過報告を求めます。

最初に、議会活性化特別委員会委員長、納谷克俊議員。

〔議会活性化特別委員長 納谷克俊君発言〕

○議会活性化特別委員長（納谷克俊君） 議席番号11番、議会活性化特別委員会委員長の納谷克俊です。

付議事件に対して、前期定例会以降、今日までに、第35回から第39回までの5回の特別委員会を開催し、引き続き調査研究を行ってまいりましたので、その概要を御報告させていただきます。

初めに、第35回委員会についてですが、3月23日火曜日、定例会閉会後の午前11時30分から第3委員会室において開催をいたしました。

協議事項は、上里町議会基本条例案について、上里町議会会議規則案についての2項目でありましたが、協議時間の関係上、上里町議会基本条例案についてのみとなり、災害時の対応の第23条第2項について、さらなる混乱を招かないよう議員の役割を明確にしたほうがよいのではないかとの意見から、第3項を追加することで意見の一致が見られたところであります。

次に、第36回委員会についてですが、4月22日木曜日、午後1時30分から第3委員会室において開催をいたしました。

協議事項は、上里町議会基本条例案についてでありました。前回委員会において、第23条に第3項を追加することで一致した部分についての文言の検討、確認を行いました。また、第10条第5項における町長等の反問権の範囲について問題提起されましたが、運用していく中でルールを明文化を図っていくことで了解が得られたところであります。また、本文28条について、それぞれ簡単な解説文を添付することとし、次回委員会までに各自案を提出することとなりました。また、その他において、各例規の議案上程者及び全員協議会における説明者の役割分担を行い、次回委員会において、各担当により例規案の説明を行うこととなりました。

続いて、第37回委員会についてですが、5月14日金曜日、午後1時30分から第3委員会室において開催いたしました。

協議事項は、上里町議会基本条例案についてであり、本文28条についての考え方、簡単な解説文についての検討を行いました。基本的に全条文について、2ないし3行程度の簡単な解説文をつけることで了解を得たところであります。また、前回委員会において割り振りを行ったとおり、全員協議会における各委員による例規案の説明のための準備作業を行ったところであります。

続いて、第38回委員会についてですが、5月31日月曜日、午前9時から第3委員会室において開催をいたしました。

協議事項は、6月定例会議案上程についてであり、6月定例会において議員提出議案として

上程予定の上里町議会会議規則改正案、上里町議会委員会条例改正案、上里町議会議員政治倫理条例案、上里町議会基本条例案の改正、新規条例案等、上里町議会傍聴規則改正案の最終チェックを兼ねて、後日開かれる全員協議会における説明のための予行練習を行ったところであり、それぞれ担当の例規についての説明の後、改善点等について協議をしたところであり、ます。

最後に、第39回委員会についてですが、今期定例会開会中の6月11日金曜日、午前9時から第3委員会室で開催いたしました。

協議事項は、前回同様、6月定例会議案上程についてでありましたが、上里町議会基本条例案について、作成過程で参考にさせていただいた芽室町議会基本条例同様、「ですます調」の条文となっていたところを、上里町公文例規定第3条第2項第7号に従い、「である体」に変更する確認を取ったところ、委員全員の一致で「である体」に変更することとなりました。

なお、内容についての変更はありません。

続いて、上里町会議規則改正案について、新旧対照表と照らし合わせて最終確認を行いました。また、各議案における提案理由の検討及び上里町議会基本条例案における条文説明の検討について行い、全ての協議事項を終了し、全39回にわたる委員会を閉じたところであり、ます。

今期定例会において、上里町議会会議規則一部改正、上里町議会委員会条例全部改正、上里町議会議員政治倫理条例制定、上里町議会基本条例制定並びに上里町議会傍聴規則一部改正が実現できたことにより、タブレット端末導入によるペーパーレス会議の実現と併せて、当特別委員会に課せられた使命を果たせたのではないかと思うところであり、ます。

2年9か月、全39回にわたる委員会の開催において御協力いただいた特別委員会委員各位、議長、議会事務局の皆さんに感謝の意を表し、議会活性化特別委員会調査研究報告及び調査研究終了の報告とさせていただきます。大変お世話になりました。

○議長（猪岡 壽君） これで議会活性化特別委員会委員長の調査研究経過報告を終わります。

この際、委員長の調査研究経過報告に対して質疑があれば、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議会活性化特別委員会委員長報告についての件を起立により採決いたします。

本件は議会活性化特別委員会調査報告書のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本件は議会活性化特別委員会調査報告書のとおり決定いたしました。

続いて、公共交通等対策特別委員会委員長、沓澤幸子議員。

〔公共交通等対策特別委員長 沓澤幸子君発言〕

○公共交通等対策特別委員長（沓澤幸子君） 議席番号12番、公共交通等対策特別委員会委員長の沓澤幸子です。

当公共交通等対策特別委員会は、少子高齢化による核家族化が進む中で、移動手段に対する住民の関心も高まりつつあることや、住民から様々な御意見があるこむぎっち号の契約終了時期に向けて、誰もが移動しやすい町づくりの実現や少子高齢化が進行する将来社会を踏まえ、各地域の実情に合わせた公共交通の在り方について検討する必要があることから、2019年6月議会において設置し、2年間にわたり調査研究を行ってまいりました。

今回は、3月定例議会以降の特別委員会について報告をさせていただきます。

第15回特別委員会は、4月9日金曜日9時より、前回に続き、アンケートについて協議しました。

協議内容は、アンケートの結果をどう見るかということで、①住民の公共交通に対する考え方をアンケートからどのようにうかがえるか、②アンケートの結果を受けて、今後の公共交通についてどう考えるかの2項目について意見交換を行いました。

アンケート結果については、現状の公共交通手段は83%が車を利用して、こむぎっち号の利用者は0.6%と少数であることが分かった一方で、こむぎっち号を評価する意見や、将来は使いたいという意見、利便性が高まれば使いたいという意見があることを確認しました。

また、問い4の「食料品の買物手段で望むもの」では、上位に、近くにスーパー、荷物の無料配達、タクシー補助券など、自らが出かけて買物などをすることを希望する意見が多数であり、こむぎっち号の希望は320点でした。また、医師の往診を希望する意見は、全ての地域、年代を問わず高いことを確認しました。その上で、382人が記載してくださった自由意見では、今は不便ではないが、免許証返納後は不安、心配という意見が多数であることを確認しました。

②今後の公共交通についての考え方では、3つの意見に分かれました。1つは、こむぎっち号バスを小型化するなどの改善を図って、定時と定路線バスを継続していく。2つ目は、中央ルートは定時定路線バスを小型化して残すが、それ以外の地域は当面タクシー補助券に切り替えていく。3つ目は、定時定路線バスは全てやめて、予約を含むタクシー補助券に切り替えていく。この3つの考え方です。

これらの意見を基に、アンケートを重視しながら、正副委員長と議長でまとめ案のたたき台

をつくることが確認されました。

議題2、その他として、6月議会だより掲載に合わせたスケジュールの確認を行いました。報告案のまとめを次の議会だより開催までに完成するために、正副委員長が議長と連絡を取り、4月末までに案を作成することとしました。また、議会だよりでは、全体のアンケート結果を報告し、それ以外の分析についてはウェブで報告し、当特別委員会は6月議会をもって終了することを確認しました。

第16回特別委員会は、5月7日金曜日、全員協議会終了後に行いました。協議内容は、議会だより掲載の最終まとめ案について、たたき台を基に協議しました。その結果、字句の訂正等細かな御意見をいただきましたが、議会提案、町執行機関に3項目の要望を出すことで一致いたしました。

第17回特別委員会は、6月10日木曜日、全員協議会終了後から開催いたしました。当特別委員会の調査研究報告終了に当たり、町への提案及び要望についてを議題とし、6月議会終了後、できるだけ早い日程で町長に提出することを確認いたしました。

その他としては、当特別委員会が終了した後について、引き続き議会として公共交通対策に関心を持ち、よりよい公共交通の在り方に注意を払っていくことを確認したところであります。

終わりになりますが、当委員会は、町の地域公共交通活性化協議会に議員の代表を送るのではなく、議員全員で調査研究をしようという趣旨から、特別委員会を設置してまいりました。当初は、2020年3月までに議会の提案をまとめる予定でしたが、こむぎっち号の契約期間が延長したことや、コロナ禍によりアンケートを何度も変更する必要が生じたことで、2年間の調査研究期間となりました。

当委員会はこの報告をもちまして終了となりますが、本格的な少子高齢化社会が到来する今後は、ますます公共交通の充実が重要な課題となります。住民が安心して暮らし続けるためには、安全で廉価な利用しやすい公共交通手段が必要です。そのため、議会としては当委員会が終了した後も、町の地域公共交通活性化協議会の協議に関心を持ち、公共交通の利便性向上のため、住民ニーズを常に把握することに努め、引き続き町執行機関とともに、社会情勢や住民生活環境に即した公共交通の在り方に注意を払っていきたいと考えます。

今回、議会として初めて住民アンケート調査に取り組むことができました。当委員会の調査研究に御協力、御支援をいただいたたくさんの皆様、また、年末年始のお忙しい中、アンケートに御協力くださいました住民の皆様に心から感謝を申し上げて、公共交通等対策特別委員会の調査研究最終報告といたします。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） これで公共交通等対策特別委員会委員長の調査研究経過報告を終わり

ます。

この際、委員長の調査研究経過報告に対して、質疑があれば順次発言を許可いたします。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより公共交通等対策特別委員会委員長報告についての件を起立により採決いたします。
本件は公共交通等対策特別委員会調査報告書のとおり決することに賛成の議員の起立を求め
ます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本件は公共交通等対策特別委員会調査報告書のとおり決定いたしました。
これで特別委員会委員長報告を終了いたします。

◇

◎総務経済常任委員会及び文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（猪岡 壽君） 次に、総務経済常任委員会委員長及び文教厚生常任委員会委員長より、
会議規則第73条第1項の規定により、閉会中の所管事務調査通知書が提出されました。

委員長の通知のとおり、閉会中の総務経済常任委員会及び文教厚生常任委員会の所管事務調
査を了承いたしましたので、これを報告いたします。

◇

◎議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（猪岡 壽君） 次に、議会運営委員会委員長より、会議規則第73条第2項の規定によ
り、閉会中の所管事務調査通知書が提出されました。

委員長の通知のとおり、閉会中の議会運営委員会の所管事務調査を了承いたしましたので、
これを報告いたします。

◇

◎議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（猪岡 壽君） 次に、議会運営委員会委員長より、次期定例会の会期・日程等につい
て、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査をしたい旨の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。



◎閉 会

○議長（猪岡 壽君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和3年第3回上里町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時2分閉会